

規則別表第1～第3

別表第1(第2条の3, 第3条の2関係)
禁止地域及び制限地域の適用区分

地域区分		地域又は場所
禁止地域	第1種禁止地域	1 条例第3条第4号に規定する地域 2 条例第3条第7号に規定する地域 3 条例第3条第8号に規定する地域 4 条例第3条第10号に規定する地域 5 条例第3条第11号に規定する地域 6 条例第3条第13号に規定する地域のうち第2条の2第3項第4号, 第9号, 第16号, 第21号及び第22号に規定する区域(同項第16号に規定する区域にあつては, 起点から一般国道504号との交点までの区間に接続する区域に限る。)
	第2種禁止地域	1 条例第3条第1号に規定する地域のうち第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除く地域 1の2 条例第3条第1号の2に規定する地域 1の3 条例第3条第1号の3に規定する地域のうち第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除く地域 2 条例第3条第2号に規定する地域 3 条例第3条第3号に規定する地域 4 条例第3条第5号に規定する地域 5 条例第3条第6号に規定する地域 6 条例第3条第9号に規定する地域 7 条例第3条第12号に規定する地域 8 条例第3条第13号に規定する地域のうち第2条の2第3項第1号から第3号まで, 第6号から第8号まで, 第10号, 第11号, 第13号から第20号まで及び第23号から第27号までに規定する区域(同項第16号に規定する区域にあつては, 起点から一般国道504号との交点までの区間に接続する区域を除く。) 9 条例第3条第14号に規定する地域 10 条例第3条第15号に規定する地域 11 条例第3条第16号に規定する地域 12 条例第3条第17号に規定する地域 13 条例第3条第18号に規定する地域
	第3種禁止地域	1 条例第3条第1号に規定する地域のうち第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域 2 条例第3条第1号の3に規定する地域のうち第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
制限地域	第1種制限地域	1 条例第5条第1項第3号に規定する地域のうち第3条第1項第8号に規定する区間 2 条例第5条第1項第4号に規定する地域のうち第3条第2項に規定する区域(同条第1項第8号に規定する区間に接続する区域に限る。)
	第2種制限地域	1 条例第5条第1項第1号に規定する地域 2 条例第5条第1項第2号に規定する地域のうち市に属する地域を除く地域 2の2 条例第5条第1項第2号の2に規定する地域のうち市に属する地域を除く地域 2の3 条例第5条第1項第2号の3に規定する地域のうち市に属する地域を除く地域 3 削除 4 条例第5条第1項第4号に規定する地域のうち第3条第2項に規定する区域(同条第1項第5号, 第8号及び第11号から第13号までに規定する区間に接続する区域を除く。) 5 条例第5条第1項第5号に規定する地域 6 条例第5条第1項第6号に規定する地域 7 条例第5条第2項に規定する市町村の区域
	第3種制限地域	1 条例第5条第1項第2号に規定する地域のうち市に属する地域 1の2 条例第5条第1項第2号の2に規定する地域のうち市に属する地域 1の3 条例第5条第1項第2号の3に規定する地域のうち市に属する地域 2 条例第5条第1項第3号に規定する地域のうち第3条第1項第5号及び第11号から第13号までに規定する区間 3 条例第5条第1項第4号に規定する地域のうち第3条第2項に規定する区域(同条第1項第5号及び第11号から第13号までに規定する区間に接続する区域に限る。)

注 広告物又は掲出物件を表示し, 又は設置しようとする地域又は場所が, 上表の複数の地域区分に該当する場合は, 当該地域又は場所は, 禁止又は制限の度合いが最も厳しい地域区分に該当するものとする。

別表第2(第3条の3, 第4条, 第8条関係)

第1 広告物及び掲出物件が備えるべき基本的な基準

- 1 広告物及び掲出物件の個数, 形状, 意匠及び色彩は, 広告物を表示し, 又は掲出物件を設置する場所の周囲の環境との調和が保たれるものであること。
- 2 広告物及び掲出物件の形状, 意匠及び色彩は, 構造物としての固有の美を備えるものであること。
- 3 広告物及び掲出物件の大きさは, 効果の限度において最小限のものであること。
- 4 広告物及び掲出物件の色彩は, 原則として中間色又は同系統の色であり, その色の種類は少ないものであること。
- 5 広告物及び掲出物件の材質は, 耐久性の優れたものであり, かつ, その構造及び設置方法は, 倒壊, 落下等によつて公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。
- 6 道路法, 建築基準法等鹿児島県屋外広告物条例以外の法令の適用を受ける広告物及び掲出物件は, これらの法令の規定に適合するものであること。
- 7 禁止地域内にあつては, 発光塗料, ネオン管及び点滅式の光源を使用するものでないこと。

第2 広告物及び掲出物件の表示面積の合計に関する基準

一区画の土地又は一つの建物の敷地において表示する野立広告物, 壁面広告物, 突出広告物, 屋上広告物及び広告網の表示面積の合計は, 次の左欄に掲げる地域区分ごとにそれぞれ次の右欄に掲げる面積を超えないこと。

地域区分	面積
第1種禁止地域	10平方メートル
第2種禁止地域	20平方メートル
第3種禁止地域	30平方メートル
第1種制限地域	40平方メートル
第2種制限地域	80平方メートル

- 注1 野立広告物とは, 広告板, 広告塔等の土地に定着した広告物及び掲出物件をいう。
- 2 壁面広告物, 突出広告物及び屋上広告物とは, 建物の側面又は屋上を利用して表示し, 又は設置する広告物又は掲出物件をいう。
- 3 広告網とは, 広告旗, 懸垂幕, 横断幕その他これらに類するものをいう。
- 4 表示部分と空間部分とが一体となつて一つの広告の内容を表示していると認められるものについては, 空間部分を含めた面積を表示面積とする。

第3 禁止地域及び制限地域に係る規制の適用を除外する基準

広告物の種類 (条例の関係条項)	地域区分	規制の適用を除外する基準
寄贈広告物 (第6条第1項第4号)	第1種禁止地域 第2種禁止地域 第3種禁止地域 第1種制限地域 第2種制限地域 第3種制限地域	(1) 表示箇所は、寄贈等に係る1物件又は1施設につき1箇所であること。 (2) 表示面積は、0.3平方メートル以内であること。
自家用広告物 (第6条第2項第1号)	第1種禁止地域	(1) 表示面積の合計は、2平方メートル以内であること。 (2) 広告物の種類ごとに第5の許可基準(表示面積の基準を除く。)を満たすものであること。
	第2種禁止地域 第3種禁止地域	(1) 表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。 (2) 広告物の種類ごとに第5の許可基準(表示面積の基準を除く。)を満たすものであること。
	第1種制限地域 第2種制限地域	(1) 表示面積の合計は、10平方メートル以内であること。 (2) 広告物の種類ごとに第6の許可基準(表示面積の基準を除く。)を満たすものであること。
	第3種制限地域	(1) 表示面積の合計は、20平方メートル以内であること。 (2) 広告物の種類ごとに第6の許可基準(表示面積の基準を除く。)を満たすものであること。
管理用広告物 (第6条第2項第2号)	第1種禁止地域 第2種禁止地域 第3種禁止地域	(1) 表示面積の合計は、2平方メートル以内であること。 (2) 広告物の種類ごとに第5の許可基準(表示面積の基準を除く。)を満たすものであること。ただし、第3種禁止地域にあつては、野立広告物の地上から広告物の上端までの高さは5メートル以下であること。
	第1種制限地域 第2種制限地域 第3種制限地域	(1) 表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。 (2) 広告物の種類ごとに第6の許可基準(表示面積の基準を除く。)を満たすものであること。ただし、野立広告物の地上から広告物の上端までの高さは5メートル以下であること。
板塀・シャッター等 広告物 (第6条第2項第3号)	第1種禁止地域 第2種禁止地域 第3種禁止地域 第1種制限地域 第2種制限地域 第3種制限地域	(1) 宣伝の用に供するものでないこと。 (2) 直書き(塗料等を直接塗布するものをいう。)又はこれに類する方法で表示するものであること。 (3) 工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示するものにあつては、表示期間は工事施行期間内であること。 (4) 店舗、倉庫及び車庫のシャッターその他これに類するものに管理上の必要から店名等を表示する場合は、表示面積は0.5平方メートル以内であり、かつ、表示箇所は1面につき1箇所であること。
自動車広告物 (第6条第2項第7号)	第1種禁止地域 第2種禁止地域 第3種禁止地域 第1種制限地域 第2種制限地域 第3種制限地域	(1) 表示場所は、車両の左右及び前後の側面とする。 (2) 表示面積は、車両の左右の側面につきそれぞれ4平方メートル以内、車両の前後の側面につきそれぞれ1平方メートル以内であること。ただし、広告宣伝用自動車に係る表示面積の合計は、20平方メートル以内であること。 (3) 中間色又は同系統の色を使用するものであり、かつ、使用する色の種類が少ないものであること。

第4 禁止物件に係る規制の適用を除外する基準

広告物の種類 (条例の関係条項)	地域区分	規制の適用を除外する基準
自家用広告物 (第6条第3項第1号)	第1種禁止地域	表示面積の合計は、2平方メートル以内であること。
	第2種禁止地域 第3種禁止地域	表示面積の合計は、3平方メートル以内であること。
	第1種制限地域 第2種制限地域 第3種制限地域	表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。
管理用広告物 (第6条第3項第2号)	第1種禁止地域 第2種禁止地域 第3種禁止地域 第1種制限地域 第2種制限地域 第3種制限地域	表示箇所は管理する物件1件につき1箇所であり、表示面積は1平方メートル以内であること。

第5 許可を受けて禁止地域内に広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合における許可基準
 (条例の関係条項 第6条第4項, 第10条第1項)

広告物の種類	地域区分	許可基準
自家用広告物	野立広告物	第1種禁止地域 (1) 地上から広告物の上端までの高さは、5メートル以下であること。 (2) 表示面積の合計は、3平方メートル以内であること。 (3) 表示部分が回転しないこと。
		第2種禁止地域 (1) 地上から広告物の上端までの高さは、5メートル以下であること。 (2) 表示面積の合計は、10平方メートル以内であること。 (3) 表示部分が回転しないこと。
		第3種禁止地域 (1) 地上から広告物の上端までの高さは、10メートル以下であること。 (2) 表示面積の合計は、15平方メートル以内であること。 (3) 表示部分が回転しないこと。
	壁面広告物	第1種禁止地域 第2種禁止地域 (1) 表示面積は、広告物を表示する部分の建物の壁面面積の5分の1以内であること。 (2) 同一内容の広告物の表示個数は、1壁面につき1個であること。 (3) 壁面内に収まるように表示し、壁面からはみ出さないこと。 (4) 窓等の開口部分をふさいで表示し、又は設置しないこと。
		第3種禁止地域 (1) 表示面積は、広告物を表示する部分の建物の壁面面積の3分の1以内であること。 (2) 同一内容の広告物の表示個数は、1壁面につき1個であること。 (3) 壁面内に収まるように表示し、壁面からはみ出さないこと。 (4) 窓等の開口部分をふさいで表示し、又は設置しないこと。
	突出広告物	第1種禁止地域 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、2.5メートル以上であること。 (2) 1列1面の表示面積は、1平方メートル以内であること。 (3) 1壁面につき1列であること。 (4) 壁面からの突出幅は、1メートル以下であること。 (5) 公道上に突き出していないこと。 (6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。
		第2種禁止地域 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道(歩車道を含む。以下同じ。)上にあつては4.5メートル以上であること。 (2) 1列1面の表示面積は、2平方メートル以内であること。 (3) 1壁面につき1列であること。 (4) 壁面からの突出幅は、1.5メートル以下であること。 (5) 公道上に突き出している幅は、1メートル以下であること。 (6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。
		第3種禁止地域 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (2) 1列1面の表示面積は、10平方メートル以内であること。 (3) 1壁面につき2列以内であること。 (4) 壁面からの突出幅は、1.5メートル以下であること。 (5) 公道上に突き出している幅は、1メートル以下であること。 (6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。
	屋上広告物	第2種禁止地域 (1) 広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2以下であり、かつ、5メートル以下であること。 (2) 地上から広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。 (3) 表示個数は、建物1棟につき1個であること。 (4) 広告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。
第3種禁止地域 (1) 広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2以下であり、かつ、10メートル以下であること。 (2) 地上から広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。 (3) 表示個数は、建物1棟につき1個であること。 (4) 広告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。		
街灯柱のそで付き広告物	第2種禁止地域 第3種禁止地域 (1) 表示個数は、街灯柱1本につき1個であること。 (2) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (3) 広告物の地色に、赤色及び黄色を使用しないこと。 (4) 突出幅は、横 0.5メートル以下、縦 1.1メートル以下、1面の表示面積 0.5平方メートル以内であること。 (5) 同一の商店街、通り会等においては、同一の規格であること。	
アーケードのつり下げ又はそで付き広告物	第2種禁止地域 第3種禁止地域 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (2) 1面の表示面積は、0.5平方メートル以内であること。 (3) 同一アーケードにおいては、同一の規格であること。 (4) そで付き広告物の表示個数は、支柱1本につき1個であること。	

案内広告物	第1種禁止地域	(1) 表示面積の合計は、広告物1個につき1平方メートル以内(2以上の事業所が共同して表示する場合にあつては、2平方メートル以内)であること。 (2) 地上から広告物の上端までの高さは、2メートル以下であること。 (3) 案内のために必要な文字、記号、地図等を表示したもので、表示場所は広告物の設置目的に沿う場所で、幹線道路等に面していない事業所等が当該幹線道路等に表示する場合に限る。 (4) 表示個数は、1路線につき原則として1個であること。
	第2種禁止地域 第3種禁止地域	(1) 表示面積の合計は、広告物1個につき2平方メートル以内(2以上の事業所が共同して表示する場合にあつては、5平方メートル以内)であること。 (2) 地上から広告物の上端までの高さは、5メートル以下であること。 (3) 案内のために必要な文字、記号、地図等を表示したもので、表示場所は広告物の設置目的に沿う場所で、幹線道路等に面していない事業所等が当該幹線道路等に表示する場合に限る。 (4) 表示個数は、1路線につき原則として1個であること。

注 案内広告物とは、道標、案内板その他公共的目的をもつた広告物又は公衆の利便に供することを目的とする広告物をいう。

第6 制限地域における許可基準(条例の関係条項 第5条、第10条第1項)

広告物の種類	地域区分	許可基準
野立広告物	第1種制限地域	(1) 地上から広告物の上端までの高さは、10メートル以下であること。 (2) 表示面積の合計は、20平方メートル以内であること。
	第2種制限地域	(1) 地上から広告物の上端までの高さは、15メートル以下であること。 (2) 表示面積の合計は、25平方メートル以内であること。
	第3種制限地域	(1) 地上から広告物の上端までの高さは、15メートル以下であること。 (2) 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。
壁面広告物	第1種制限地域 第2種制限地域	(1) 表示面積は、広告物を表示する部分の建物の壁面面積の3分の1以内であること。 (2) 同一内容の広告物の表示個数は、1壁面につき1個であること。 (3) 壁面内に収まるように表示し、壁面からはみ出さないこと。 (4) 窓等の開口部分をふさいで表示し、又は設置しないこと。
	第3種制限地域	(1) 表示面積は、広告物を表示する部分の建物の壁面面積の5分の2以内であること。 (2) 同一内容の広告物の表示個数は、1壁面につき1個であること。 (3) 壁面内に収まるように表示し、壁面からはみ出さないこと。 (4) 窓等の開口部分をふさいで表示し、又は設置しないこと。
突出広告物	第1種制限地域	(1) 地上から広告物下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (2) 1列1面の表示面積は、10平方メートル以内であること。 (3) 1壁面につき2列以内であること。 (4) 壁面からの突出幅は、1.5メートル以下であること。 (5) 公道上に突き出している幅は、1メートル以下であること。 (6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。
	第2種制限地域	(1) 地上から広告物下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (2) 1列1面の表示面積は、20平方メートル以内であること。 (3) 1壁面につき2列以内であること。 (4) 壁面からの突出幅は、1.5メートル以下であること。 (5) 公道上に突き出している幅は、1メートル以下であること。 (6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。
	第3種制限地域	(1) 地上から広告物下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (2) 1列1面の表示面積は、30平方メートル以内であること。 (3) 1壁面につき2列以内であること。 (4) 壁面からの突出幅は、1.5メートル以下であること。 (5) 公道上に突き出している幅は、1メートル以下であること。 (6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。

屋上広告物	第1種制限地域	(1) 広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2以下であり、かつ、10メートル以下であること。 (2) 地上から広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。 (3) 表示個数は、建物1棟につき1個であること。 (4) 広告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。	
	第2種制限地域	(1) 広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2以下であり、かつ、15メートル以下であること。 (2) 地上から広告物の頂点までの高さは、46メートル以下であること。 (3) 表示個数は、建物1棟につき1個であること。 (4) 広告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。	
	第3種制限地域	(1) 広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2以下であること。 (2) 地上から広告物の頂点までの高さは、46メートル以下であること。 (3) 広告物は、建築物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。	
電柱、街灯柱又は消火栓標識柱のそで付き広告物	第1種制限地域 第2種制限地域 第3種制限地域	(1) 表示個数は、電柱等1本につき1個であること。 (2) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (3) 突出幅は、横0.5メートル以下、縦1.1メートル以下、1面の表示面積0.5平方メートル以内であること。ただし、消火栓標識柱のそで付き広告物については、突出幅は、横0.8メートル以下、縦0.5メートル以下、1面の表示面積0.4平方メートル以内であること。 (4) 広告物の地色に、赤色及び黄色を使用しないこと。 (5) 街灯柱のそで付き広告物については、同一の商店街、通り会等においては、同一の規格であること。	
アーケードのつり下げ又はそで付き広告物	第1種制限地域 第2種制限地域 第3種制限地域	(1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (2) 1面の表示面積は、0.5平方メートル以内であること。 (3) 同一アーケードにおいては、同一の規格であること。 (4) そで付き広告物の表示個数は、支柱1本につき1個であること。	
バス停留所のつり下げ広告物	第1種制限地域 第2種制限地域 第3種制限地域	(1) 表示個数は、上屋1棟につき1個であること。 (2) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (3) 1面の表示面積は、0.5平方メートル以内であること。	
バス停留所標識広告物	第1種制限地域 第2種制限地域 第3種制限地域	(1) 標識の1面につき、表示部分の高さは0.6メートル以下、幅は0.75メートル以下であること。 (2) 広告物の地色に、赤色及び黄色を使用しないこと。	
電柱等巻付け広告物	第1種制限地域 第2種制限地域 第3種制限地域	(1) 表示個数は、電柱等1本につき2個以内であること(2個の場合は、電柱等を中心と同じ高さに巻き付けたものに限る。) (2) 広告物の縦の長さは、1.5メートル以下であること。 (3) 地上から広告物の下端までの高さは、1.2メートル以上であること。 (4) 広告物の地色に、赤色及び黄色を使用しないこと。	
立看板	第1種制限地域 第2種制限地域 第3種制限地域	(1) 表示部分の縦の長さは、2メートル以下、幅は、1メートル以下であること。 (2) 同一の者が表示する立看板相互の距離は、5メートル以上であること。	
広告網	広告旗	第1種制限地域 第2種制限地域 第3種制限地域	(1) 縦の長さは、5メートル以下、幅は1メートル以下であること。 (2) 同一の者が表示する広告旗相互の距離は、5メートル以上であること。
	懸垂幕又は横断幕	第1種制限地域 第2種制限地域 第3種制限地域	(1) 表示部分の大きさは、長さ12メートル以下、幅1メートル以下であること。 (2) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。
はり紙又ははり札	第1種制限地域 第2種制限地域 第3種制限地域	(1) 表示面積は、1枚につき1平方メートル以内であること。 (2) 建物等にのり付けしないものであること。	
アーチ型広告物	第1種制限地域 第2種制限地域 第3種制限地域	(1) アーチ全体の長さは、12メートル以下であること。 (2) 広告物の縦の長さは、1メートル以下であること。 (3) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。	
気球広告(アド・バルーン)	第1種制限地域 第2種制限地域 第3種制限地域	(1) 取付位置は、危険物から離れていること。 (2) 気球の高さは、取付位置からの垂直距離が50メートル以下であること。	

注 アーチ型広告物とは、道路上等に架設されたアーチ型の工作物に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。

別表第3(第4条の2関係)

条例第6条第2項第9号の知事が指定する団体が設置する掲出物件の設置の基準

道路の曲がり角，交差点，踏切及び横断歩道並びに信号機，道路標識，消火栓その他これらに類するものから10メートル以上離れていて，次に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適合するもの

(1) 広告板

ア 表示面積は，1区画が5平方メートル以内であること。

イ 地上からの高さは，5メートル以下であること。

ウ はり紙専用のものであつては，表示部分をプラスチック板等で保護する装置が施されていること。

(2) 広告塔

ア 表示面積は，1面が5平方メートル以内であること。

イ 地上からの高さは，5メートル以下であること。

ウ はり紙専用のものであつては，表示部分をプラスチック板等で保護する装置が施されていること。

